

平成24年度 事務事業評価シート

事業の概要	事務事業名	小牧市後期高齢者医療特別会計繰出金						担当部	健康福祉部							
	会計区分	後期高齢者医療保険特別会計			事業類型	一般		担当課	保険年金課							
	事業期間	平成20年度			～	平成30年度以降			担当係	医療係						
	総合計画 分野別計画	主目的	3 保健福祉		13 高齢者福祉		4 高齢者の健康の保持と増進を図る									
		副目的														
	予算区分	款	3		項	2		目	3		大	6		中	1	
	根拠法令・個別計画	高齢者の医療の確保に関する法律														
	実施・運営方法 ※費用合計に占める 経費の内訳(割合)	直接実施・ 運営	100 %			委託	0 %			助成	0 %					
	目的 (対象をどの様な 状態にするのか)	後期高齢者医療における療養給付費負担金、事務経費等市負担部分を、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて一般会計から後期高齢者医療特別会計に繰出金として予算措置をし、後期高齢者医療会計の安定を図る。														
	内容 (手段)	<p>後期高齢者医療制度に係る本市の事務費、広域連合に納入する共通経費、後期高齢者医療制度に加入する小牧市の被保険者分の医療給付費の1/12(市負担分)、低所得者の保険料の軽減分を一般会計から後期高齢者医療特別会計に繰出金をとして支出する。 市では、後期高齢者医療制度に加入する被保険者の各種申請、届出業務の受付、制度に関する広報、相談業務、保険証の引渡し、広域連合で賦課した保険料の徴収を行った。</p> <p>直接経費の内訳(H23決算額) 877,216,091円 ・繰出金 保険基盤安定繰出金(低所得者等の保険料軽減分の補填) 128,980,608円 療養給付費負担金(医療給付費の1/12を市で負担) 708,187,407円 後期高齢者医療広域連合共通経費負担金 (広域連合の事務費を人口割等で各市町村で負担) 19,261,939円 事務費等(市の一般事務費・保険料の賦課徴収費) 20,786,137円</p>														
受益者負担	無															

			単位	H21決算額	H22決算額	H23決算額	H24予算額	
	コスト	費用	直接経費		千円	741,101	822,161	877,216
正職員			従事者数	人	1.28	1.35	0.90	0.89
			人件費	千円	6,808	7,180	4,787	4,733
その他職員			従事者数	人	0.34	0.36	0.32	0.45
			人件費	千円	515	428	626	851
費用合計			千円	748,424	829,769	882,629	967,143	
対前年比		%		110.8	106.3	109.5		
財源	一般財源		千円	656,012	735,258	785,894	859,637	
	国・県支出金		千円	92,412	94,511	96,735	107,506	
	その他財源		千円	0	0	0	0	

業	活動指標名	単位		H21	H22	H23	H24
	短期被保険者証交付枚数	回	目標		—	—	—
実績				16	23	16	
受給者数	人	目標		—	—	—	—
		実績		10,487	11,152	11,842	
口座振替の推進 (納付書に口座加入の案内封入)	件	目標		—	—	—	540
		実績		586	668	782	
績	成果指標名	単位		H21	H22	H23	H24
	保険料収納率	%	目標		99	99	99
実績				99	99	99	
口座振替率 (普通徴収分)	%	目標		—	—	—	60
		実績		32	50	57	

事業の自己評価	平成23年度の実施結果	事業の達成状況	一般会計からの繰出金は、当初予算では884,613千円を見込んでいたが、決算値では877,216千円とほぼ見込みどおりの支出となった。
	事業実施における課題等	事業を縮小・廃止したときの影響	低所得者の保険料減額分の公費負担として県が3/4、市が1/4を負担すること並びに被保険者の医療費の保険給付分の1/12を市が負担することが法律で規定されており、高齢者の医療費が増加する中、今後も繰出金の増加が見込まれる。
	方向性の判定	判定理由	繰出金については、法律に基づき執行されている事業であり、市のみの判断で事業の縮小・廃止をすることはできない。
今後の事業の方向性	改善案等	方向性の判定	現状維持
		判定理由	後期高齢者医療制度の安定した運営を行っていく上でも、持続可能な制度として一般会計からの繰出金を含め適正に運営していく必要がある。
	改善案等	判定理由	財源確保のためにも、保険料収納率を下げないように努力する必要がある。また、医療費の適正化を図ることで、医療費の伸びを抑制するため、保険者である愛知県後期高齢者広域連合と具体策を協議する。 【具体案】・普通徴収対象者の口座振替率の向上 ・ジェネリック医薬品の利用促進 ・健康診査の受診勧奨

二次評価	方向性の判定	判定理由
	現状維持	一次評価のとおり。